

5. 水道事業認可及び事業評価等に関する事項について

(1) 事業認可等に係る留意事項について

ア. 事業認可又は届出における水需要予測等について

水道法に基づく事業（変更）認可又は届出（以下、「認可等」という。）については、平成23年10月3日付けで「水道事業認可の手引き」（以下、「手引き」という。）を改訂し、認可等に際しての留意事項及び申請書審査上の基本事項を示し、厚生労働省の基本的な考え方について周知を行っている。この手引きに十分留意しつつ、地域の実情、歴史的な沿革等、それぞれの実態を踏まえて適切に取り組まれない。また、認可等の提出の際に、厚生労働省との間で行われる事前協議に要する期間には、十分に余裕をもって取り組んでいただき、提出書類等に不備を来さないようお願いする。

さらに、広域化や簡易水道統合等に関する案件においては、統合の認可と廃止許可により、厚生労働省と都道府県の間で、手続きの連携が必要となるケースがあるので、手続きを行う水道事業者においては、十分に留意していただきたい。

○手引きのアドレス

http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/jouhou/other/dl/o10_1003_renraku4.pdf

近年の水需要は、給水人口の減少により給水量もますます低下傾向にあり、施設規模を縮小させる事業計画も検討する必要があるが生じている。水道事業計画は、従前の拡張、増量を目的とした施設整備から、適正規模での施設の再構築による更新や耐震化を含めた強靱な水道整備のあり方を盛り込んだ内容へと転換していく時期にある。

そのため、認可等に係る審査や手続きの際、都道府県においては、貴管下水道事業者及び水道用水供給事業者に対し、水需給計画、施設計画、財政計画が十分な客観性、合理性を有しているか等について適切な指導、助言をお願いする。水道事業者等の認可等の検討にあたっては、目標年度までの適正規模を踏まえた取水施設、浄水施設、配水施設の合理的な規模と配置の計画がなされ、過大すぎる施設を漫然と抱えることのないよう、十分な検討をお願いする。

特に、水道用水供給事業から受水する水道事業者（以下、「受水事業者」という。）にあっては、受水計画と自己水取水計画との関係性が不合理とならないよう、十分に調整のうえ、計画取水量を算出されたい。なお、受水事業者が整備する自己水源にかかる浄水施設等の整備にあたっては、水道用水供給事業者が整備する供給量と二重投資になる恐れがあるので、水道用水供給事業者と受水事業者の双方において合理的な事業計画であるか否かの審査において、厳正に対処していくのでご留意いただきたい。

また、近年の人口減少下における認可等の取り扱いとして、認可変更要件の「給水人口の増加」や認可等の検討における「水需要予測の簡素化」については、次のように取り扱うこととしているところであるので、ご留意いただきたい。

○給水人口の増加に関する取り扱い

給水人口については、概ね、各地の人口動態が増加から減少に転じている時期にある。そのため、水道事業における給水人口が、当該事業の計画給水人口を超えるケースが見られる場合であっても、その期間が一時的（1年から数年程度）であるケースがある。このような場合、水道法第10条第1項による他の変更要件が無い場合には、給水人口に関して水道法第10条に基づく変更要件である給水人口を「変更しようとするとき」に該当しないものとして取り扱っているところであるので、認可（変更）

又は届出の手続きに着手する際には、ご留意いただきたい。

○水需要予測の簡素化に関する取扱

事業認可又は届出の際には、水需要予測等に基づいて事業規模が設定され、事業計画が立てられている。その事業計画が現実かつ合理的であることを確認するため、水需要予測の妥当性に係る審査等によりその事業規模が合理的であることについて厚生労働省において確認しているところであるが、前回認可等の申請年度から10年以内であること等の一定の条件に該当する場合には、予測のための作業重複を避けるため、水需要予測を「簡素化」できるとしている。

「簡素化」の取り扱いについては、前回認可等の水需要予測の結果を「そのまま」用いることとしているところである。しかしながら、前回認可等の水需要予測の結果から、僅かな修正が必要な場合もありうることから、「そのまま」用いるのみでなく、前回認可等の水需要予測に、社会的要因や予測と実績の僅差分を補正する等して、新たな水需要予測とする場合についても、「簡素化」として取り扱うこととするので、ご留意いただきたい。

イ. 新技術の積極的な活用について

今後の水道事業等における計画的な施設の整備・更新等の際には、新技術の積極的な活用による効率的で高機能な新しい水道システムの構築が望まれる。新水道ビジョンにおいても、「技術開発、調査・研究の拡充」を重点的実現方策の一つとして掲げており、調査・研究で得られた成果を積極的に現場で活かし、水道サービスの向上を図ることが必要としている。

一方、水道施設の技術的基準については、平成12年より性能基準化されているところであり、各都道府県においては、水道事業等の認可に際し新技術の定量的な評価結果等を有効に活用することにより、合理的かつ効率的な審査を実施していただきたい。

各水道事業者等においては、浄水技術（高度処理技術、新たなろ過方法等による耐塩素性病原生物対策技術等）、管路技術（耐震技術等）に係る技術開発の推進及び新技術の積極的な活用による合理的かつ効率的な施設整備に努められたい。

また、都道府県における新技術に関する変更認可等の案件においては、他府県等の実績等も踏まえ、適切に判断されるよう留意するとともに、新たな技術の採用にあたって、厚生労働省や各都道府県の間で、情報共有を図りつつ対応していくことが望ましい。

なお、水道事業の特性にあった適切な浄水施設の選定を支援する技術書として（公財）水道技術研究センターから「浄水技術ガイドライン2010」が出版されているので、参考にされたい。

ウ. 水道台帳の提出について

水道事業（変更）認可又は届出が提出された際、水道事業者（簡易水道事業除く）においては、認可申請した厚生労働大臣又は都道府県知事に対して、水道台帳（2部）の提出を求めているところである。（下記の参照通知にて提出をお願いしている。）

提出された水道台帳については、大臣認可又は都道府県認可であることに関わらず、厚生労働省及び都道府県で1部ずつ保管することとしているところである。

しかしながら今般、全ての水道台帳について、最新の認可等による提出状況をチェックしたところ、いくつかの水道事業の台帳が、提出漏れとなっていることが判明した。そのため、最新の台帳が未提出となっている場合には、改めて提出を求めたところである。現段階において、最新の水道台帳が未提出である場合には、速やかに厚生労働省又は都道府県あてに送付いただきたい。

《参照通知》

- ・「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律等の留意事項について」（平成 12 年 3 月 31 日付け水道整備課長通知 衛水第 19 号）
- ・「改正水道法の施行について」（平成 14 年 3 月 27 日付け水道課長通知 健水発第 0327004 号）

エ. 消費税の引き上げに伴う水道料金等の取扱いについて

平成 26 年 4 月 1 日より消費税率（地方消費税を含む）が 8 %に引き上げられることから、平成 25 年 12 月 17 日付け厚生労働省健康局水道課長通知「消費税率引き上げに伴う水道料金等の取扱いについて」により、消費税の円滑かつ適正な転嫁や転嫁を阻害する表示の是正、経過措置について通知するとともに、条例改正等の所要の手続きを行い、供給規定の変更にあたっては水道法第 14 条第 5 項又は第 6 項の規定に基づきその旨を届け出る又は認可を受けるよう適切な対応をお願いしている。

（２）水道技術の継承及び技術者の育成・確保

ア. 水道技術の継承に向けた取組について

水道技術の継承及び技術者の育成・確保等は、各水道事業者等が今後とも持続可能な水道事業運営を実現させるために必要不可欠な取組である。

水道事業者等は、施設の大量改築・更新や技術者の大量退職の時期を迎えており、将来において現在と同水準の業務遂行に不安を抱える事業者が少なくない一方、その多くが対応策の検討・実践にまで至っていない状況にあると考えられる。新水道ビジョンにおいても、技術力確保に向け、職員教育などにより人的資源を確保し技術力を継承していく必要があること、また、関係者間の「連携」を重要視し、官官、官民等の連携による人事交流、外部からの人材活用など、様々な技術者の育成・確保等について、重点的実現方策として示している。

また、水道技術の継承に係る連携方策として、国や地域の教育機関で水道工学研修、専門の教育プログラムを充実することも実現方策として掲げており、（社）日本水道協会による技術研修・講習会、（公財）水道技術研究センターによる研修・講習会、国立医療保健科学院による教育研修、当省開催の水道技術管理者研修など、各関係機関が開催する各種研修等を活用しつつ、技術継承に向けた取組を積極的に推進していただきたい。

- ・日本水道協会 HP より【研修会・講習会一覧】：
<http://www.jwwa.or.jp/kensyu/>
- ・水道技術研究センターHP より【行事予定一覧】：
<http://www.jwrc-net.or.jp/kenshuu-koushuu/event-schedule.html>
- ・国立医療保健科学院 HP より【教育研修】
<http://www.niph.go.jp/soshiki/suido/kyouiku.html>

- ・厚生労働省 HP より【会議・研修会関係】

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/tantousya/index.html>

さらに、地域の中核となる水道事業では、研修・開発センターによる広域的な研修が開催されたり、地域間で連携した講習会、研修会の開催などにより、広範囲で技術の継承、職員の能力向上等に向けた取組が進められている事例もあり、今後とも積極的にこのような取組を充実させていただきたい。

イ．水道事業等における活用可能な研究成果について

水道システムの高度化、職員不足を補う作業の効率化、安全管理の徹底、危機管理対策など、水道に求められるニーズは多様化かつレベルの高いものとなっている。新水道ビジョンにおいても、調査・研究の推進及びその成果の活用して、直ちに実際の現場で活かされ、水道サービスの向上に貢献できるとが求められているところである。

調査・研究の推進については、平成 25 年 8 月から順次開催している「新水道ビジョン推進協議会」において、情報共有を図っているところであるが、例えば、(公財)水道技術研究センターにおいて、以下のような研究成果等が取りまとめられているので、水道事業者におかれては参考とされたい。

- ・「基幹水道施設の機能診断手法の検討」、「施設更新の優先度を考慮した地震による管路被害の予測等」、「管路の機能劣化予測及びハザードマップに関する研究」、「管路施設の LCA 研究、事業体及び住民に対する事業・更新 PR 手法に関する研究」
<http://www.jwrc-net.or.jp/chousa-kenkyuu/e-pipe/seikagaiyou.html>
- ・「地震による管路被害予測の確立に向けた研究」
<http://www.jwrc-net.or.jp/taishin-corner/higaiyosoku.html>
- ・「水道施設における診断評価・整備手法等」
http://www.jwrc-net.or.jp/chousa-kenkyuu/aqua10/simulator_info.html
- ・「原水条件に応じた最適浄水システムの研究」
<http://www.jwrc-net.or.jp/tools/ewater2macro.html>
- ・「原水水質悪化への対応の検討」
- ・「耐震化促進に関する検討」

(3) 補助事業の事業評価に関する適正な実施

水道施設整備事業の事業評価については、評価の実施にあたって、これまでに行われた評価制度の定着と評価事例の蓄積がされてきたこと、また、総務省において毎年度実施している政策評価の点検の結果（客観性担保評価活動）や「公共事業の需要予測に関する調査に基づく勧告（平成 20 年 8 月 8 日）」などを受け、平成 23 年 7 月に「水道施設整備事業の評価実施要領」（以下、要領）、「水道施設整備費国庫補助事業評価実施細目」及び「独立行政法人水資源機構事業評価実施細目」（以下、細目）を改正するとともに、水道施設整備事業の評価に携わる実務担当者がより適切、容易に事業評価を行えるよう、「水道施設整備事業の評価実施要領等解説と運用」を新たに策定している。また、事業評価制度に対して様々な意見が出されており、評価にあたっての費用対効果分析を「水道事業の費用対効果分析マニュアル」（以下、「マニュアル」）を改訂して内容の充実を図り、これを参考に評価を実施している。

一方で、総務省の客観性担保活動においては、既に公表されている事業評価の費用対効果分析の結果に誤りが指摘の対象となり、評価内容を見直さなければならないケースも見られることから、事業評価の適切な実施と実施過程の透明性の一層の確保・向上が必要であるので、十分留意されたい。

(4) 国土交通省所管ダム事業における検証の動向

国土交通省においては「できるだけダムによらない治水」への政策転換を進めるため、平成 21 年 12 月 3 日に「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」を設置し、検討が進められ、平成 22 年 9 月 27 日に「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」（以下、中間とりまとめ）が策定された。

http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/tisuinoarikata/220927arikata.pdf

これを踏まえ、国土交通大臣から、中間とりまとめに示された検証の対象とするダム事業（以下、検証ダム）について、直轄ダムについては地方整備局等に、水機構ダムについては独立行政法人水資源機構及び地方整備局にそれぞれ検証に係る検討の指示、補助ダムについては都道府県に検証に係る検討の要請が平成 22 年 9 月 28 日になされた。

中間とりまとめによると、各地方整備局等、水機構、都道府県が「検討主体」とな
って、検証に係る検討が行われる。利水に関しては、検討主体から利水参画者に対し、
ダム事業参画継続の意志があるか、開発量として何 m³/s が必要か、また必要に応じ、
利水参画者において水需給計画の点検・確認を行うよう要請がなされるとともに、代
替案が考えられないか検討するよう要請がなされる。利水参画者において代替案を検
討した場合は、検討主体において、利水参画者の代替案の妥当性をダム事業者や水利
権許可者として有している情報に基づき、可能な範囲で確認・検討がなされる。これ
らの内容を踏まえ、検討主体においては、ダム事業者や水利権許可権者として有して
いる情報に基づき可能な範囲で代替案の検討がなされる。その後、検討主体において
は、治水等もあわせた総合的な評価を行い、対応方針（案）等を決定し、国土交通大
臣に報告がなされる。検討結果の報告を受けた後、国土交通大臣においては、今後の
治水対策のあり方に関する有識者会議の意見を聴き、対応方針の決定がなされるが、
中間とりまとめから乖離した検討が行われたと判断される場合、再検討の指示又は要
請がなされる。

これを踏まえ、現在、国土交通省所管ダム事業において検証作業が進められており、平成 26 年 2 月 21 日現在、83 ダム事業のうち、64 ダム事業で検証が済み、このうち 44 ダム事業が継続、20 ダム事業が中止となった（国土交通省 HP 資料より厚生労働省水道課で作成）。この中には、利水も含めて継続となったもの、治水、利水ともに中止となったものだけでなく、利水（水道）対策としてはダム案が妥当とされたものの、治水対策等を含めた総合評価においては、コスト面を含めダムを建設しない対策案が妥当とされ、ダム事業が中止になったものもある。また、検証作業中であるが、利水参画者（水道事業者）が撤退を表明したものなどもあるなど、様々なケースがある。

検証ダムに参画している水道事業者においては、検討主体から各種の要請がなされ
た場合において予断を持たずに検討するなど、必要な協力を実施するようお願いす
る。また、検討にあたっては、既得水利の合理化・転用の可能性、ダム事業（中止や撤退
の場合も含む）や代替案の実施に要する水道事業者としてのコストなどについても、
検討主体などと積極的に連携・調整を図るとともに、検証ダムのうち、本体工事に着
手するダム事業においては、適切な水需要予測に基づく事業評価を実施し、水道水源

開発施設整備事業の効率的な執行とその実施過程の透明性の一層の確保・向上を図るようお願いする（資料 5-1）。

また、河川法第 23 条（流水の占用）及び第 24 条（土地の占用）の許可（更新）申請については、水道事業者から河川管理者へ申請された後、許可期限までの間に、河川法第 35 条に基づき国土交通省から厚生労働省への協議がなされる。しかし、その協議に関して、水利権の許可期限を過ぎてから、厚生労働省への協議書が送付されることがある。安定水利権については、許可期限前に更新の申請をしていれば許可期限を過ぎても不許可の処分があるまでは効力は存すると解されるが、暫定水利権については、許可期間が短期（原則として 1 年～3 年）であり、その期限が過ぎれば失効する。そこで、各水道事業者において、水利権の更新（特に暫定水利権）を申請する場合、水利使用規則に定められた申請期間（許可期限の 6 ヶ月前～1 ヶ月前）のできる限り早い時期に更新許可の申請を河川管理者へ提出して頂くようお願いする。